

平成 23 事業年度における
財務諸表及び決算報告書に関する監事意見書

私たち監事は、独立行政法人通則法第 38 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの平成 23 事業年度における財務諸表及び決算報告書について監査を実施した。

その結果に関する私たち監事の見解は次のとおりである。

- (1) 会計監査人有限責任監査法人トーマツから会計監査に関する報告及び説明を受け、改めて財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分に関する書類（案）及び附属明細書。以下「財務諸表」という。）、事業報告書、決算報告書につき検討を加えた結果、会計監査人の行った監査の方法及びその結果は相当と認める。
- (2) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、独立行政法人会計基準及び同注解に準拠して作成されており、機構の平成 24 年 3 月 31 日現在の財政状態並びに平成 23 事業年度の運営状況、キャッシュ・フロー状況及び行政サービス実施コスト状況を適正に表示しているものと認める。
- (3) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (4) 事業報告書は、機構の平成 23 事業年度の事業実施状況を正しく表示しているものと認める。
- (5) 決算報告書は、機構の予算区分に従って平成 23 事業年度の決算の状況を正しく表示しているものと認める。

平成 24 年 6 月 19 日

独立行政法人 日本学生支援機構

監 事 佐藤 正行 ㊟

監 事 清永 秀一 ㊟